告示

○**総務省告示第三百六十号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、大日本皇心会から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第二百九十九号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年十月三十日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
政治団体の名称　代表者の氏名　異動事項　新　旧　異動年月日	政治団体の名称　代表者の氏名　異動事項　新　旧　異動年月日
［略］	［同上］
大日本皇心会　木下　直敏　主たる事務所の所在地　岐阜県恵那市武並町竹折一六手賀野一七六―九―一四　三　岐阜県中津川市二八、五、一　木下　直敏　山本　晴男　木下　直敏　山本　晴男	大日本皇心会　木下　直樹　主たる事務所の所在地　岐阜県恵那市武並町竹折一六手賀野一七六―九―一四　三　岐阜県中津川市二八、五、一　木下　直樹　山本　晴男
代表者の氏名　会計責任者の氏名	代表者の氏名　会計責任者の氏名
［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○**総務省告示第三百六十一号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、憂國青年同志會から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第三百三十号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年十月三十日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
㈢　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	㈢　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
政治団体の名称　代表者の氏名　異動事項　新　旧　異動年月日	政治団体の名称　代表者の氏名　異動事項　新　旧　異動年月日
［略］	［同上］
憂國青年同志會　大島　伸浩　主たる事務所の所在地　茨城県下妻市石の宮一三―六　茨城県常総市水海道山田町一五一九―九　二八、四、二〇	憂國青年同志會　大島　伸浩　主たる事務所の所在地　茨城県下妻市石の宮一三―六　茨城県常総市水海道山田町一五一九―九　二八、四、二〇
会計責任者の氏名　渡邉　貴之　中村　雅彦	会計責任者の氏名　渡邊　貴之　中村　雅彦
［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	